

機械加工職種(フライス盤作業)

作業の定義	<p>フライス盤を使用し、材料の形状や材質に応じて、加工方法や切削条件(切削速度、切込み、送り)等の各種調整を行った後、工具(回転刃)を回転させ、万力に取り付けられた加工物に送りを与え、目的に応じた切削加工を行う作業をいう。</p> <p>参考 フライス盤 フライス等の工具を回転させ、工作物に送り運動を与えて、平面削り、溝削り等の加工を行う工作機械をいい、コラム、主軸台、テーブル、ベース、送り機構などの基本的構成部分から成る。</p>		
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)フライス盤作業(数値制御式のものを含む。) (②～③の切削精度は、100分の5mm以上を目標。)*</p> <p>①切削工具及びワークの取付け作業 ②六面体加工作業 ③平面の切削作業 ④切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた切削条件の決定作業</p> <p>⑤読図作業 ⑥測定作業</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)フライス盤作業(数値制御式のものを含む。) (②～③の切削精度は、100分の5mm以上を目標。)*</p> <p>①各種の切削工具の取付け及び加工段取り作業 ②六面体加工作業 ③平面及び溝の切削作業 ④切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた切削条件の決定作業</p> <p>⑤読図作業 ⑥測定作業</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)フライス盤作業(数値制御式ものを除く。) (②～③の切削精度は、100分の2mm以上を目標。)*</p> <p>①各種の切削工具の取付け及び加工段取り作業 ②六面体加工作業 ③平面、曲面及び溝の切削作業 ④割出し台による高度な割出し作業(必要に応じて行う) ⑤簡単な支障の調整作業(必要に応じて行う) ⑥切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた切削条件の決定作業 ⑦切削工具の寿命判定作業 ⑧読図作業 ⑨測定作業</p>
	<p>(2)安全衛生業務</p> <p>①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③機械加工工場における整理・整頓・清掃・清潔・躰(習慣)の遵守 ④フライス盤作業で使用する機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)	<p>(1)関連業務</p> <p>①普通旋盤作業 ②数値制御旋盤作業 ③数値制御フライス盤作業(3号技能実習に限る。) ④マシニングセンタ作業 ⑤CAD/CAM作業</p> <p>⑥放電加工作業 ⑦切削工具研削作業 ⑧けがき作業 ⑨仕上げ作業 ⑩その他機械加工作業(研削盤、中ぐり盤、ボール盤等の工作機械)</p> <p>(2)周辺業務</p> <p>①機械検査作業 ②加工部品及びユニットの組立て・調整作業 ③製品(部品)の梱包・出荷作業</p> <p>④玉掛作業(特別教育又は技能実習講習が必要) ⑤クレーン運転作業(特別教育又は技能実習講習が必要) ⑥フォークリフト運転作業(特別教育又は技能実習講習が必要)</p> <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)	<p>①鉄鋼材(機械構造用炭素鋼、一般構造用圧延鋼等) ②アルミニウム及びアルミニウム合金 ③銅及び銅合金</p> <p>④マシナブルセラミックス(快削性セラミックス) ⑤樹脂(プラスチック) ⑥その他の工業材料(切削用)</p>		
使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	<p>1.を必ず使用し、2.から31のうち必要なものを使用すること。</p> <p>1.フライス盤[立てフライス盤、No.1～No.3(テーブル移動量(mm): 左右、前後、上下:No.1、No.2、No.3:550～700、200、300:700 ～850、250、300:850～1050、300、350:フライス盤の大きさを表す。)程度。]数値制御式を含む。</p> <p>2.工具整理台 3.チャック及び付属工具(チャックハンドル、ボックススパナ等)、マシニングセンタ、取付ジグ及び付属工具(バイスハンドル、スパナ等) 4.回転センタ、固定センタ 5.各種バイト、正面フライス・エンドミル等 6.油砥石(あぶらといし) 7.やすり(ばり取り用) 8.ペンチ等(切りくず除去用) 9.刃物台固定用工具(スパナ、六角レンチ等) 10.片手ハンマ(木製又はプラスチック製) 11.各種マイクロメータ 12.シリンダゲージ</p> <p>13.ノギス 14.スケール(金属製直尺) 15.その他計測器工具類 16.電子式卓上計算機 17.切削油 18.切削油缶 19.はけ 20.ブラシ 21.ウエス 22.切りくず除去棒 23.小ぼうき 24.洗い油 25.保護眼鏡 26.検査剤</p> <p>27.作業台 28.踏板 29.割出し台 30.各種揚重運搬関係機械及び器具(クレーン、フォークリフト、玉掛用具等) 31.その他関連業務、周辺業務で使用する関係機械及び器具</p>		
製品等の例(該当するものを選択すること。)	<p>各種機械器具製造業等で製造される部品・製品や、最近ではプラスチック製品製造業、窯業・土石製品(セラミックス)製造業等で製造される部品・製品が該当する。 フライス盤作業で製造される部品・製品が対象となる。</p>		
移行対象職種・作業とはならない業務例	<p>1.機械修理作業 2.溶接作業 3.原動機組立て作業 4.金属加工機械組立て作業</p> <p>5.産業用機械組立て作業 6.木工用フライス盤作業 7.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		